# いわてサイクルステーション登録制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県自転車活用推進計画に基づき、本県の魅力的なサイクリング環境を創出する ため、サイクリストなどの自転車利用者へ提供するサービスの充実を図り、もって自転車を活用した 観光振興等を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) スポーツサイクル

各種競技用、ツーリング用及びレジャー用として長距離旅行、快速走行など、それぞれの使用目的に適するよう意図して設計された自転車。

(2) サイクルラック

自立が困難なスポーツサイクルを固定するための駐輪設備であって、同時に3台以上駐輪する ことができ、かつ、耐久性を有するもの。

(3) 自転車修理用工具

タイヤレバー、六角レンチ及びプラスドライバー等の簡易的な自転車の修理及び整備が可能な 工具。

(4) 空気入れポンプ

英式、米式及び仏式バルブに対応し、空気圧を確認できる目盛りのついた空気入れ。

(いわてサイクルステーション)

- 第3 いわてサイクルステーションは、道の駅、観光施設、飲食店、コンビニエンスストア、宿泊施設等の県内に所在する施設であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、営業時間内に当該要件で定める設備を無償で利用できる施設とする。
  - (1) トイレが備わっていること。
  - (2) ベンチ等の休憩所が備わっていること。
  - (3) サイクルラックが備わっていること。
  - (4) 自転車修理用工具を配備し、自転車利用者の申出に応じ貸出が可能であること。
  - (5) 空気入れポンプを配備し、自転車利用者の申出に応じ貸出が可能であること。

(登録の申請)

第4 いわてサイクルステーションの登録を受けようとする施設の管理者は、「いわてサイクルステーション登録申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、岩手県知事(以下「知事」という。)に申請するものとする。

(登録)

- 第5 知事は、申請書を受理した場合は、第3の要件に基づき内容を審査し、要件を満たすと認められるときは、当該施設をいわてサイクルステーションに登録するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、当該施設をいわてサイクルステーションに登録したときは、「いわてサイクルステーション登録証」(様式第2号。以下「登録証」という。)、ステッカー及びのぼり旗を交付するものとする。

(広報)

第6 知事は、いわてサイクルステーションに登録した施設(以下「登録施設」という。)の名称及び 取組内容について、ホームページ等により広く県民に周知を図るものとする。

## (登録施設の管理者の責務)

第7 登録施設の管理者は、自転車利用者が第3の要件で定める設備を安全かつ快適に利用できるよう 維持管理するものとする。

#### (取組状況の調査)

第8 知事は、必要に応じて、登録施設における取組状況を調査することができるものとする。

### (登録の辞退)

第9 登録施設の管理者は、第3の要件を満たさなくなったとき、又は登録継続の意思を失ったときは、 速やかに「いわてサイクルステーション登録辞退届出書」(様式第3号)に登録証を添付の上、知事 に届けなければならない。

## (登録の取消し)

- 第 10 知事は、登録施設が第 3 の要件を満たさないことが明らかになったときは、当該施設の登録を 取り消すものとする。
- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して登録施設の管理者にその旨を 通知するものとする。
- 3 登録の取消しを受けた場合、登録施設の管理者は速やかに登録証、ステッカー及びのぼり旗を知事 に返納するものとする。

(所掌)

第11 この要領に関する事務は、岩手県県土整備部道路環境課において所掌する。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

# 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。